業　務　委　託　仕　様　書

　この仕様書は、山梨県教育庁高校教育課が令和６年１月３１日（水）から２月３日（土）にかけて実施する「令和５年度山梨県クアンビン省青少年交流事業」について適用する。

1. 委託業務名

令和５年度山梨県クアンビン省青少年交流事業

２．参加者及び日程

（１）参加者

本事業の参加者は、高校生２０名及び引率者２名の計２２名　とする。

（２）日程

　　　　令和６年１月３１日（水）～２月３日（土）

３．業務内容

委託業務の内容は次のとおりとし、本業務に必要となる訪問団員の氏名等の情報については、県から別途提供する。

（１）航空券（燃油料等含む）の手配

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 出発空港 | 日付 | 到着空港 | 席種 | 手配数 | 条件 |
| 1/31 | 成田 | 1/31 | タンソンニャット国際空港 | エコノミー | ２人 | タンソンニャット国際空港に15時までに到着の便 |
| 2/1 | タンソンニャット国際空港 | 2/1 | ドンホイ空港 | エコノミー | ２人 | ドンホイ空港に10時までに到着の便 |
| 2/2 | ドンホイ空港 | 2/2 | ノイバイ国際空港 | エコノミー | ２人 | ノイバイ国際空港に20時30分までに到着の便 |
| 2/3 | ノイバイ国際空港 | 2/3 | 成田空港 | エコノミー | ２人 | 到着空港に8時までに到着の便 |

※出発日当日は、出発空港にて参加者のチェックイン等の補助を行うこと。

※本業務委託契約における手配数は引率者の２人のみであり、１１月中旬頃までに参加者が決定する高校生については同じ便の航空券を手配するものとする。なお、高校生の航空券手配は各高校生との個別契約とする。

（２）宿泊（朝食付き）の手配

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 都市 | 部屋タイプ | 部屋数 |
| 1/31（1泊） | ホーチミン市 | スタンダード  シングル | ２部屋 |
| 2/1（1泊） | クアンビン省  （ドンホイ市） | スタンダード  シングル | ２部屋 |
| 大ホール | １部屋 |

※ホーチミンでの宿泊先はロイヤルサイゴン等と同ランクのホテルとする。

※ドンホイ市での宿泊先はメリアヴィンパールクアンビン等と同ランクのホテルとする。

※本業務委託契約における手配数は引率者の２人のみであり、１１月中旬頃までに参加者が決定する高校生については同じホテルのスタンダードツイン１０部屋を手配するものとする。なお、高校生の宿泊の手配は各高校生との個別契約とする。

（３）食事の手配

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 都市 | 種別 | 人数 | 金額 | 備考 |
| 1/31 | ホーチミン市 | 夕食 | ２人 | 6,000円程度/人 |  |
| 2/1 | クアンビン省 | 昼食 | ２人 | 3,000円程度/人 |  |
| 夕食 | ２人 | 6,000円程度/人 | バーベキュー |
| 2/2 | クアンビン省 | 昼食 | ２人 | 3,000円程度/人 |  |
| ハノイ | 夕食 | ２人 | 6,000円程度/人 | 空港内 |

※場所の手配にあたっては、県と協議すること。

※本業務委託契約における手配数は引率者の２人のみであり、１１月中旬頃までに参加者が決定する高校生については同じ食事先を手配するものとする。なお、高校生の食事の手配は各高校生との個別契約とする。

（４）ホーチミン市内観光の手配

　到着日の午後、ホーチミン市内の観光を行う場所の選定

（５）フォンニャケバン国立公園洞窟視察の手配

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 種別 | 乗員数 | 台数等 |
| 2/2 | チャーター船 | 22人 | ２台 |
| 国立公園内のガイド |  | ２人 |
| 国立公園内の入場料 |  | ２人 |

　※本業務委託契約における入場料の手配数は引率者の２人のみであり、１１月中旬頃までに参加者が決定する高校生についても手配するものとする。なお、高校生の手配は各高校生との個別契約とする。

（６）移動用車両（運転手付き）の手配

①国内移動手段の手配

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 経路 | 乗員数 | 台数 |
| 1/31 | 甲府市内→出発空港 | ２２人 | １台 |
| 2/3 | 到着空港→甲府市内 | ２２人 | １台 |

※乗員数は、運転手を除いた人数とする。

※車両は、各乗員のスーツケース等の手荷物を収容できるものとする。

※有料道路通行料や駐車場代等も含まれるものとする。

②現地移動手段の手配

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 移動都市 | 時間 | 乗員数 | 台数 |
| 1/31 | ホーチミン  （空港→ホテル） | 6時間 | ２２人 | １台 |
| 2/1 | ホーチミン  （空港→ホテル） | 4時間 | ２２人 | １台 |
| ドンホイ  （空港→ホテル等） | ６時間 | ２２人 | １台 |
| 2/2 | ドンホイ  （ホテル→フォンニャ洞窟）（ホテル→空港） | 10時間 | ２２人 | １台 |

　※車両は、各乗員のスーツケース等の手荷物を収容できるものとする。

※有料道路通行料や駐車場代等も含まれるものとする。

（７）現地通訳兼ガイドの手配

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 言語 | 時間 | 人数 | 通訳の条件 |
| 2/1 | 日本語⇔ベトナム語 | 10時間 | １人 | 現地の地理に熟達し、豊富な通訳経験がある者 |
| 2/2 | 日本語⇔ベトナム語 | 10時間 | １人 | 現地の地理に熟達し、豊富な通訳経験がある者 |

　※教育に理解のある者とし、選定にあたっては県と協議すること。

（８）海外携帯電話・Wi-Fiルーターの手配

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 期間 | 台数 |
| 携帯電話 | 1/31～2/3（4日間） | ２台 |
| Wi-Fiルーター | 1/31～2/3（4日間） | ２台 |

※携帯電話は、1台1日につき国際電話10分と国内電話20分程度の通話料、紛失・盗難保険料を含むものとする。

※携帯電話の番号については、出発2日前までに県に連絡すること。

（９）海外旅行保険の手配

|  |  |
| --- | --- |
| 期間 | 人数 |
| 1/31～2/3 （4日間） | ２人 |

※傷害死亡保険金額は3,000万以上とする。

※本業務委託契約における手配数は引率者の２人のみであり、１１月中旬頃までに参加者が決定する各高校生との個別契約とする。

（10）日本出国前及びベトナム出国前に必要とされる各種手続きへの対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日本出国前 | 必要手続きの確認及び渡航者への指示・指導、書類の手配・作成等の対応 | ２人 |
| ベトナム  出国前 | 必要手続きの確認及び渡航者への指示・指導、書類の手配・作成等の対応 | ２人 |

（11）添乗員の同行

　山梨県を出発してから帰着するまでの間、本業務内容を熟知した添乗員を同行させること。

４．不測の事態への対応とその費用負担

* 新たな感染症の影響等により、契約時に想定されていなかった業務が発生した場合には、山梨県と受託事業者で協議を行い、必要な措置を講ずるものとする。
* 受託事業者は、その対応について費用を要する場合には、その内容と金額が分かる書類を作成し、山梨県に提出することとする。山梨県は、受託事業者からの聴き取り及び提出された書類の内容を確認し、必要と認められる費用については、業務委託の変更契約を行った上で受託事業者へ支払うこととする。

５．緊急時の連絡体制

・航空便の遅延やキャンセル、訪問団員の感染症拡大といった緊急事態が起きた場合に備え、日本国内及び現地での連絡体制を整え、それを山梨県に報告することとする。

６．その他

1. 山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
2. 県と十分に協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けること。
3. 受託者は、委託者と綿密な打合せを行い令和５年11月30日（木）までに詳細な行程表を確定させ、提出すること。
4. 受託者は、添乗員、通訳及び県教育委員会担当者と速やかに連絡が取れる体制を整えること。
5. 受託者は、訪問団の健康上の問題が発生した際、医療機関等で診療等の対応がとれる体制を整えること。
6. 訪問団が帰国する際、必要に応じて、空港におけるチェックインの確認・支援を行うこと。
7. 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
8. 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、県の承諾を得ること。
9. 本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。
10. 本業務の遂行上知り得た情報等を、委託業務の目的以外に利用してはならない。
11. 本業務の遂行上知り得た情報等を、受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。
12. 打ち合わせは、県が必要と判断した場合は随時実施すること。また、その記録を残しておくこと。
13. 本仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認め指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施すること。
14. 本仕様書に定められていない事項や疑義の生じた事項については、山梨県と受託事業者は協議を行い、必要な措置を講ずるものとする。
15. この仕様書に表示した金額は目安であり、いずれも税込みの金額であることとする。